

基本目標 2 男女の人権が尊重される社会づくり

主要課題 1 人権の尊重

現状と課題

日本国憲法に個人の尊重と法のもとの平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、人権の尊重は男女共同参画社会を形成するための基本となります。

小郡市では、各種啓発活動や教育を通じて、市民の人権意識を育んできました。女性の人権問題は、長い歴史の中で形成されてきた問題であり、今後とも継続的な教育・啓発活動が不可欠です。また、性的少数者の人権問題として、性的指向*や性自認**等を理由に困難な状況に置かれることがないよう、理解促進が求められています。さまざまな人権問題とともに認識を深め、あらゆる差別の解消をめざしていく必要があります。

※性的指向 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等を指す。

※性自認 自分の性をどのように感じているかという性別に関する自己意識のこと。「こころの性」と呼ばれることもある。

施策の方向性

(1) 男女共同参画の視点での人権意識の啓発

「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく取組を通じて、男女共同参画を視点とする人権意識の向上を図ります。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|------------|--|----------------------|----|
| 1 | 人権教育・啓発の推進 | 「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」に基づく人権教育・啓発の取組や、人権教育啓発センターの活用などを通じて市民の人権意識の向上を図り、女性差別を含めたあらゆる差別の解消をめざします。 | 人権・同和对策課 人権・同和教育課 | |

主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護

現状と課題

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権問題であり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。DV 防止法*の改正などにより法整備は進んでいるものの、依然としてDV（ドメスティック・バイオレンス）*等の暴力被害は全国的にも大きな社会問題となっています。

DV 等に関する相談内容は年々多様化・複雑化しており、それらに適切に対応していくためには、庁内各課をはじめ、関係機関等との連携体制をより一層強化することが重要です。あわせて、暴力を未然に防ぐ取組として、啓発活動や子どもの頃のからの教育についても継続的に実施していく必要があります。

※DV 防止法 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※DV（ドメスティック・バイオレンス） 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。

施策の方向性

（1）暴力の防止に向けての啓発

親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を未然に防止できるよう、広報紙やセミナー等を通じた啓発や、学校を中心とした教育活動、DV の実態把握に努めます。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|----------------------|--|-----------------|----------------|
| 1 | 暴力根絶に向けての啓発事業 | 広報紙やセミナー等を活用し、DV 防止に向けた啓発や、DV防止法及びストーカー規制法等の関係法令の周知を行い、暴力の未然防止、根絶につなげます。 | 秘書広報課 子育て支援課 | |
| 2 | セクシュアル・ハラスメントの防止と救済 | 職場や地域社会、学校等あらゆる場面でのセクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者救済に向けて、広報紙を通じた啓発や関係機関への働きかけを行います。 | 秘書広報課 教務課 | |
| 3 | 若年層への啓発 | 福岡県等と連携し、若年層への男女共同参画啓発活動を推進し、暴力を容認しない意識の醸成を図ります。 | 秘書広報課 教務課 | |
| 4 | ドメスティック・バイオレンスの実態の把握 | ホットライン受託団体との情報交換や市役所への相談などで傾向を把握します。第3次計画策定の際に実施する市民意識調査に DV に関する設問を設定するなど、DV の実態を把握します。 | 秘書広報課 | 施策 内容 変更 |

(2) 被害者支援体制の整備

関係機関と連携のもと、各種相談や、被害者の保護及び被害の早期発見に取り組むとともに、庁内の連携体制を強化し被害者への適切な支援を行います。

| No. | 具体的施策 | 内容 | 担当課 | 備考 |
|-----|-------------------------|---|-----------------|----|
| 1 | 被害者の自立支援 | 市の母子・父子自立支援員によって貸付、就労等の相談に応じる中でDVについて相談があった場合、関係機関と連携のもと被害者の自立支援につなげます。 | 子育て支援課 | |
| 2 | おごおり女性ホットラインの活用 | 「おごおり女性ホットライン」によって、暴力をはじめとするさまざまな悩みに対し電話相談を実施します。 | 秘書広報課 | |
| 3 | 被害者の保護 | 福岡県配偶者暴力相談支援センター等と連携のもと、一時保護や母子生活支援施設への入所措置等を行い、DV被害者等への支援を行います。 | 秘書広報課 子育て支援課 | |
| 4 | 周辺地域の関係機関等との連携強化 | 「福岡県配偶者からの暴力防止対策北筑後地域連絡会議」等の関係機関との連携を図りながら、配偶者等からの暴力防止に対処します。 | 秘書広報課 | |
| 5 | 庁内連携体制の充実 | 庁内各課と連携を強化し、情報共有や対応体制の整備など、被害者への適切な支援を行います。 | 全庁 | |
| 6 | 関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見 | 医療関係者や民生委員・児童委員、保育・教育関係者など、配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある機関・団体等に対し、DV防止法や相談窓口などを周知し、連携を深め、被害者の早期発見を図ります。 | 秘書広報課 子育て支援課 | |